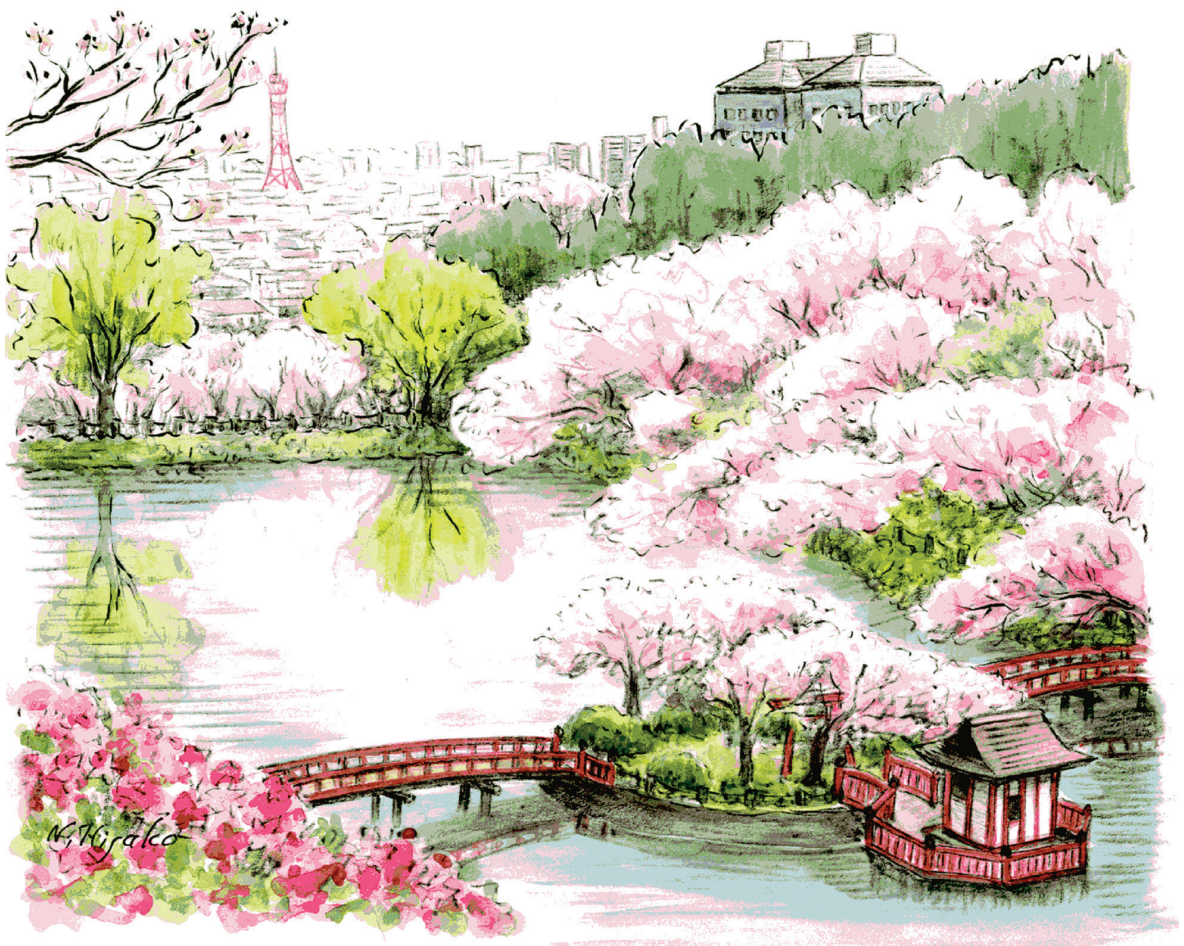


茂原市景観計画



茂原市



はじめに

茂原市は、千葉県のはぼ中央、首都圏まで60km圏内に位置し、温暖な気候に恵まれ、既成市街地では市民生活に密着した都市的景観のまちなみを形成し、郊外では緑豊かな丘陵、平坦な農地に広がる田園など、穏やかで趣きのある自然あふれる風景を残しております。

また、江戸時代より4と9のつく日に開催されている「六斎市」や日本の「さくら名所100選」にも選ばれている「茂原公園」、夏の風物詩となっている「茂原七夕まつり」など、歴史的、文化的なまちの魅力を構成する多種多様で良好な景観を有しております。

しかし、近年ではモラルの低下などにより、道路や河川等の公共空間に捨てられたごみが多く見受けられ、清潔で美しいまちとしての美観が損なわれてきております。更に、少子高齢化社会の到来に加え、人口減少などを要因とした耕作放棄地の増大、里山の荒廃、商店街の空き店舗の増加、農林業や商店の担い手不足、また、経済的効率性を優先することにより景観に配慮しない建物や工作物なども多く見受けられるようになってきており、緑豊かな自然や魅力あるまちなみを変貌するなど地域の衰退が進んできております。

このような状況を踏まえ、持続可能で活力ある魅力的な地域づくりを目指し、「美しい茂原の景観」を重視したまちづくりを市民と協働のもとに行うべく、景観行政を推進していくうえでの指針として、今後取り組んでいく推進方策も盛り込んだ『茂原市景観計画』を策定いたしました。本計画の策定にあたりましては、都市計画マスタープラン推進市民会議やパブリックコメントなど、多くの皆様からご意見やご提案をいただき、市民意見の反映に努めたところであります。

今後も、本計画に基づき、市民、事業者の皆様と連携、協働してそれぞれの地域で魅力ある環境を活かし、守り、直し、創りながら次世代へ引き継いでいくため、より一層美しく、魅力に富んだ特色のある景観まちづくりに取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にご尽力賜りました市民会議の委員各位、建設的なご意見やご提案をいただきました市議会、市都市計画審議会をはじめ、多くの市民の皆様、ご協力いただきました関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年10月

茂原市長 田中 豊彦

目 次

序 章

- 1 景観計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 景観計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 景観計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 特性と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 景観計画の区域 (景観法第8条第2項第1号関係)

- 1 景観計画区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第2章 良好な景観の形成に関する方針 (景観法第8条第3項関係)

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 3 取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等

(景観法第8条第2項第2号関係)

- 1 良好な景観形成に関する配慮事項・・・・・・・・・・・・ 1 3
 - (1) 建築物の新築等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
 - (2) 工作物の新設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
 - (3) 開発行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- 2 届出対象行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 3 届出の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- 4 景観形成基準
 - (1) 勧告基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
 - (2) 変更命令基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

1 景観重要建造物・景観重要樹木

- (1) 景観重要建造物の指定方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) 景観重要樹木の指定方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第5章 屋外広告物に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

1 屋外広告物の基本的な考え方

- ① 禁止広告物等・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ② 禁止地域等・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ③ 禁止物件・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ④ 許可地域等・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

2 屋外広告物の表示及び掲出に関する指針・・・・・・・・ 27

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号ロ、ハ関係)

1 景観重要公共施設の基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

2 指定方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第7章 推進方策

1 推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

2 市民・事業者・市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

参 考 資 料



市庁舎と天の川



秋祭り
神輿(茂原八幡、
高師八幡神社)



水と緑のネットワーク
八田堰(コスモス
まつり)



薬原寺の豆まき